

総行経第30号
令和2年6月10日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市議会議員

殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について（通知）

このたび、第201回国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和2年法律第41号）」（以下「第10次一括法」という。）が成立し、令和2年6月10日に公布されました。これは、令和元年12月23日に閣議決定された「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、所要の措置を講ずるものです。

地方独立行政法人制度関係では、第10次一括法により地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）が改正され、第10次一括法の公布の日から3月を経過した日から施行することとされました（別添1及び2参照）。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

第10次一括法の施行に伴う必要な政令の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

なお、各市町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 改正の概要（第 10 次一括法第 4 条関係）

1 試験研究地方独立行政法人による出資（第 21 条、第 67 条の 8 関係）

法第 21 条第 1 号に掲げる業務を行う地方独立行政法人（以下「試験研究地方独立行政法人」という。）の業務に、当該試験研究の成果を活用する事業であって政令で定めるもの又は当該試験研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものに対し、出資を行うことを加えたこと。

また、試験研究地方独立行政法人は、その業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならないとしたこと。

2 試験研究地方独立行政法人による株式又は新株予約権の取得及び保有（第 67 条の 9 関係）

試験研究地方独立行政法人は、当該試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（以下「成果活用事業者」という。）に対し、当該試験研究の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うに当たって、当該成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認めてその支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めることその他の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得することができることとしたこと。

また、当該試験研究地方独立行政法人は、当該取得した株式又は新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有することができることとしたこと。

3 地方独立行政法人による第三者への土地等の貸付け（第 42 条の 3 関係）

地方独立行政法人（公立大学法人は除く。）は、その業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該業務の質の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該地方独立行政法人の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（以下「土地等」という。）であって、当該業務のために、現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができることとしたこと。

第二 施行期日等

1 施行期日（第 10 次一括法附則第 1 条関係）

第 10 次一括法による地方独立行政法人制度に関する規定は、公布の日から起算して 3 月を経過した日から施行することとしたこと。

2 経過措置（第 10 次一括法附則第 4 条関係）

地方公共団体は、第 10 次一括法の施行前においても、その議会の議決を経て、改正後の法第 21 条第 1 号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定した定款を定め、又

は定款に出資に関するものを規定する変更を行い、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができるとしたこと。

この場合において、当該認可の効力は、施行日から生ずるものとしたこと。

第三 留意事項

1 試験研究地方独立行政法人による出資（第21条、第67条の8関係）

（1）定款における記載

本改正により可能となった試験研究地方独立行政法人による出資を実施するためには、各法人の定款で定める業務の範囲に出資業務について規定する必要があること。

各法人の定款に出資業務を規定する際には、各法人の業務の特性や体制、自己収入由来資金の保有状況等を踏まえ、出資の対象範囲となる事業や出資できる財産に係る制限（金銭出資、現物出資それぞれの可否等）についても規定することが考えられること。

（2）政令で定める事業

法第21条第1号の政令で定める事業を実施する者は、国の研究開発法人において出資することが可能とされているものと同様の範囲とすることを想定していること。

（3）出資業務の実施

当該出資業務は、研究成果の社会実装と地域におけるイノベーション創出の活性化に資することを目的とするものであり、その実施に当たっては、関係規定等を遵守することはもとより、法人の業務・財務の健全性を維持しつつ、法改正の趣旨に則った適切な対応が求められること。

当該出資業務の実施に当たっては、既に同様の出資が可能とされている国の研究開発法人について、その基本的な考え方や留意事項等が示されている「研究開発法人による出資等に係るガイドライン」（平成31年1月17日 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）・文部科学省科学技術・学術政策局、別添3参照。以下「出資ガイドライン」という。）を参考に適切に対応すること。特に次に掲げる事項等に留意が必要であること。

- ① 金銭出資を行うに当たっては、各法人の自己収入（特許料収入等）を原資とすることを基本とすること。
- ② 出資先の選定、保有株式等の譲渡等に当たり、外部有識者の委員会による審議体制を構築すること。
- ③ 出資先の選定に係る審議に当たり、審査項目等を予め具体化しておくこと。
- ④ 出資後も定期的に出資先の事業計画や進捗状況等を把握して、外部有識者の委員会及び設立団体への報告、情報公開等を適時適切に行うこと。

⑤ 出資先との契約において、出資する知的財産権の取扱いに関する事項などを定めること。

⑥ 中期目標、中期計画、業務方法書において出資の方針や体制、達成すべき成果等について定めること。

また、出資に係る設立団体の長の認可に当たっては、出資を行う試験研究地方独立行政法人の体制及び出資先となる事業者の事業内容等を十分に確認することが適当であり、当該出資ガイドラインを参考に適切に対応すること。

2 試験研究地方独立行政法人による株式又は新株予約権の取得及び保有（第 67 条の 9 関係）

本改正により可能となった試験研究地方独立行政法人による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有は、資力は弱いが有望な成果活用事業者に対する育成支援を目的とするものであり、その実施に当たっては、関係規定等を遵守することはもとより、法人の業務・財務の健全性を維持しつつ、法改正の趣旨に則った適切な対応が求められること。

当該株式等の取得及び保有の実施に当たっては、既に同様の株式等の取得及び保有が可能とされている国の研究開発法人等について、その基本的な考え方や留意事項等が示されている「研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン」（平成 31 年 1 月 17 日 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）・文部科学省科学技術・学術政策局、別添 4 参照）を参考に適切に対応すること。特に次に掲げる事項等に留意が必要であること。

- ① 必要に応じて外部専門家の意見を活用するなど成果活用事業者への支援に係る専門性・客観性・公平性等を担保する体制を確保することが重要であること。
- ② 支援の内容（知的財産の移転・設定又は許諾、施設・設備の提供、技術指導等）を明確化するとともに適時適切な情報公開を行うこと。
- ③ 株式等の管理・売却等に係る対応を含め、予め所要の組織体制や規程等を整備することが望ましいこと。

3 地方独立行政法人による第三者への土地等の貸付け（第 42 条の 3 関係）

本改正により可能となった地方独立行政法人（公立大学法人は除く。）による第三者への土地等の貸付けは、当該地方独立行政法人において将来的に使用予定があるものの、当面使用されることが予定されていない土地等について、業務の遂行に支障が生じない範囲内で有効活用することにより、当該地方独立行政法人の業務の質の一層の向上を図ることを目的とするものであり、その実施に当たっては、関係規定等の遵守はもとより、法人の業務・財務の健全性を維持しつつ、法改正の趣旨に則った適切な対応が求められること。

当該土地等の貸付けに係る設立団体の長の認可に当たっては、既に同様の土地等の貸付けが可能とされている公立大学法人に関して通知されている「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について」（総財務第 24 号・元文科高第 164 号。令和元年 6 月 19 日付け総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参考に適切に対応すること。

別添 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 2 年法律第 41 号）（条文）

別添 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 2 年法律第 41 号）（新旧対照表）

別添 3 「研究開発法人による出資等に係るガイドライン」（平成 31 年 1 月 17 日 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）・文部科学省科学技術・学術政策局）

別添 4 「研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン」（平成 31 年 1 月 17 日 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）・文部科学省科学技術・学術政策局）

別添 5 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について」（総財務第 24 号・元文科高第 164 号。令和元年 6 月 19 日付け総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）